

# 善通寺市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯に対し、物価高対応子育て応援手当を支給することにより、当該子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、市によって贈与される手当をいう。
- (2) 新生児 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童をいう。
- (3) 支給対象者 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
  - ア 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の児童手当の受給者
  - イ 新生児の父母等、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
  - ウ アの配偶者であって、基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となつた者。ただし、アから物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又はアが物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を前条の目的のために費消していた場合を除く。

- (4) 一般支給対象者 前号アに掲げる支給対象者のうち、公務員（法第17条第1項に規定する公務員であって、同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者をいう。以下同じ。）を除いた者であって、市が令和7年9月分の児童手当を支

給したものをいう。

(5) 公務員支給対象者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 第3号アに掲げる支給対象者のうち、基準日において市に住所を有する公務員

イ 第3号イ及びウに掲げる支給対象者のうち、児童手当の支給要件に該当するものとして認定された時点において市に住所を有する公務員

(6) 出生児童支給対象者 第3号イに掲げる支給対象者のうち、基準日の翌日以後に市が児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行ったものをいう。

(7) 離婚等支給対象者 第3号ウに掲げる支給対象者のうち、基準日の翌日以後に市が児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行ったものをいう。

(8) 公務員支給対象者等 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者をいう。

(9) 対象児童 物価高対応子育て応援手当の支給額の算定の基礎となる児童をいい、次のア又はイに該当する者とする。

ア 令和7年9月分の児童手当に係る児童

イ 新生児

(物価高対応子育て応援手当の支給等)

第3条 市は、一般支給対象者及び公務員支給対象者等（以下この条において「支給対象者等」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、物価高対応子育て応援手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に對し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(1) 基準日から第4条第3項又は第11条の規定による支給決定を行うまでの間（以下「基準期間中」という。）に支給対象者等（この項の規定により物価高対応子育て応援手当を支給される者を含む。以下この条において同じ。）が死亡した場合 当該支給対象者等が死亡した日の属する月の翌月分の、当該支給対象者等が監護していた支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適當と認められる者であって、基準日後に市に住所を有するもの

(2) 基準期間中に支給対象者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを市が把握した場合 当該

施設入所等児童が委託されている里親等であって基準日後に市に住所を有するもの又は当該施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（市に所在するものに限る。）の設置者

(3) 基準期間中に他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の支給対象者からの暴力を理由に市に避難し、当該支給対象者と生計を別にしている当該支給対象者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。次項において同じ。）が、市において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、市による当該認定の請求に関する通知が当該他の市町村に到達した場合 当該支給対象者の配偶者

3 第1項の規定にかかわらず、基準期間中に支給対象者等からの暴力を理由に他の市町村に避難し、当該支給対象者等と生計を別にしている当該支給対象者等の配偶者が、その避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合には、市は、当該支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給しない。

4 第1項の規定にかかわらず、基準期間中に支給対象者等に係る児童が施設入所等児童であることを市が把握した場合であって、当該施設入所等児童が委託されている里親等が市に住所を有しないとき又は当該施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等が市に所在しないときは、市は、当該支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給しない。

5 第1項及び第2項の規定により支給する物価高対応子育て応援手当の金額は、対象児童1人につき2万円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申入れ等）

第4条 市は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、物価高対応子育て応援手当の受給を辞退する場合は、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書（第1号様式）により令和8年1月21日までに市に届け出なければならない。

3 市長は、前項に規定する届出がないときは、速やかに支給を決定し、市は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。

ただし、第2号に掲げる方式は、令和7年9月分の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じる恐がある場合に限り行い、第3号に掲げる方式は、一般支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座（以下「児童手当口座」という。）に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の規定による支給決定前までに、物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（第2号様式。以下「口座等届出書」という。）により市に児童手当口座以外の指定口座に変更を希望する旨を届け出、市が当該変更の届出をした指定口座（以下「物価高対応子育て応援手当口座」という。）に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の規定による支給決定前までに、口座等届出書により市に窓口での現金支給を希望する旨を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 公務員支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る市の申請受付開始日は、令和8年1月5日とする。

2 公務員支給対象者が第9条第1項の規定による申請を行う期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年3月31日とする。

（出生児童支給対象者に係る申請期限）

第7条 出生児童支給対象者が第9条第1項の規定による申請を行う期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年3月31日とする。

（離婚等支給対象者に係る申請期限）

第8条 離婚等支給対象者が次条第1項の規定による申請を行う期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年3月31日とする。

（公務員支給対象者等に係る申請及び支給の方式）

第9条 公務員支給対象者等は、物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）（第3号様式。以下「申請書」という。）により市に申請を行う。この場合において、公務員支給

対象者は、申請書に自身が所属する機関の長から対象児童に係る児童手当の受給者であることについての証明を受けた上で、これを市に提出しなければならない。

2 前項の申請及び公務員支給対象者等に対する支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。ただし、第3号に掲げる方式は、公務員支給対象者等が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 公務員支給対象者等が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 公務員支給対象者等が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 公務員支給対象者等が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該公務員支給対象者等の本人確認を行う。

(代理による申請)

第10条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該公務員支給対象者等の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適當と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、市は、当該公務員支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

第12条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかつた場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条から第8条までに規定する申請期限までに第9条第1項の申請が行われなかつたときは、当該公務員支給対象者等が物価高対応子育て応援手当の受給を辞退したもの

とみなす。

- 2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、児童手当口座又は物価高対応子育て応援手当口座（以下この項において「指定口座等」という。）に物価高対応子育て応援手当の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月31日までに指定口座等への振込が口座の解約又は変更等によりできない場合は、当該指定口座等に係る一般支給対象者が物価高対応子育て応援手当の受給を辞退したものとみなす。
- 3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他公務員支給対象者等の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第14条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、物価高対応子育て応援手当の支給のために必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、告示の日から施行する。